

喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を所持している者
- (2) 看板、張り紙、プラカード、旗、メガホン等示威宣伝の用に供される物品を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人の制限)

第4条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があるとき認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月7日から施行する。